



許可番号 08021167578

産業廃棄物処分業許可証

住所 長崎県佐世保市宮津町646番地2
名称 長崎県環境資源リサイクル事業協同組合
代表者の氏名 代表理事 貝原 信義

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

佐世保市長 朝長 則男



許可の年月日 平成29年 7月30日
許可の有効年月日 平成34年 7月29日

1. 事業の範囲

中間処理【破碎・選別】

①廃プラスチック類、②紙くず、③木くず、④繊維くず、⑤ゴムくず、⑥ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（廃石膏ボードを除く。）、⑦鋳さい、⑧がれき類（これらのうち石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

以上8種類

中間処理【破碎】

①廃プラスチック類、②紙くず、③木くず、④繊維くず、⑤ゴムくず（これらのうち石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

以上5種類

中間処理【選別】

①廃プラスチック類、②紙くず、③木くず、④繊維くず、⑤ゴムくず、⑥金属くず、⑦ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（廃石膏ボードを除く。）、⑧鋳さい、⑨がれき類（これらのうち石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

以上9種類

以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

中間処理施設（破碎）

施設の種類	廃プラスチック類等の破碎施設【固定式】
設置場所	長崎県佐世保市宮津町646番地2
設置年月日	平成24年7月5日
処理能力	①廃プラスチック類 5.9 t/日 (10時間)、0.59 t/時間
	②紙くず 8.5 t/日 (10時間)、0.85 t/時間
	③木くず 8.5 t/日 (10時間)、0.85 t/時間
	④繊維くず 8.5 t/日 (10時間)、0.85 t/時間
	⑤ゴムくず 12.7 t/日 (10時間)、1.27 t/時間
	⑥ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（廃石膏ボードを除く。） 25.5 t/日 (10時間)、2.55 t/時間
	⑦鋳さい 28.0 t/日 (10時間)、2.8 t/時間
	⑧がれき類 28.0 t/日 (10時間)、2.8 t/時間
許可年月日	平成19年9月12日
許可番号	佐世保市指令19廃リ第119号

(裏面)

中間処理施設【磁力選別】

施設の種類	選別施設【固定式】
設置場所	長崎県佐世保市宮津町646番地2
設置年月日	平成24年7月5日
処理能力	①廃プラスチック類 5.9 t/日 (10時間)、0.59 t/時間 ②紙くず 8.5 t/日 (10時間)、0.85 t/時間 ③木くず 8.5 t/日 (10時間)、0.85 t/時間 ④繊維くず 8.5 t/日 (10時間)、0.85 t/時間 ⑤ゴムくず 12.7 t/日 (10時間)、1.27 t/時間 ⑥金属くず 16.2 t/日 (10時間)、1.62 t/時間 ⑦ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず (廃石膏ボードを除く。) 25.5 t/日 (10時間)、2.55 t/時間 ⑧鉋さい 55.3 t/日 (10時間)、5.53 t/時間 ⑨がれき類 55.3 t/日 (10時間)、5.53 t/時間

中間処理施設【風力選別】

施設の種類	選別施設【固定式】
設置場所	長崎県佐世保市宮津町646番地2
設置年月日	平成24年7月5日
処理能力	①廃プラスチック類 2.7 t/日 (10時間)、0.27 t/時間 ②紙くず 3.9 t/日 (10時間)、0.39 t/時間 ③木くず 3.9 t/日 (10時間)、0.39 t/時間 ④繊維くず 3.9 t/日 (10時間)、0.39 t/時間 ⑤ゴムくず 5.8 t/日 (10時間)、0.58 t/時間 ⑥ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず (廃石膏ボードを除く。) 11.6 t/日 (10時間)、1.16 t/時間 ⑦鉋さい 25.1 t/日 (10時間)、2.51 t/時間 ⑧がれき類 25.1 t/日 (10時間)、2.51 t/時間

3. 許可の条件

申請書記載の「環境保全措置」を遵守すること。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成24年 7月30日 新規許可
 平成25年 2月28日 変更許可 (金属くずの選別の追加)
 平成25年 7月26日 許可証の書き換え交付 (代表者の氏名の変更)
 平成25年 8月 5日 許可証の書き換え交付 (住所の変更)
 平成29年 7月30日 更新許可 (許可証は平成29年8月30日交付)

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無し